

事前質問と回答

質 問	回 答
特別徴収義務者としての登録手続きの時期と方法 （施設ごとの登録が必要か、何月頃までに完了する必要があるか）	令和9年3月31日までに、原則施設ごとに登録が必要です。詳細は手引き11ページをご覧ください。
同一法人で富士吉田市内に複数の宿泊施設を運営している場合、特別徴収義務者としての登録、申告、納入は施設ごとに行う必要がありますか。それとも法人単位でまとめることができますか。	各手続きは、原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、担当課までご相談ください。 ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合 イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合
令和9年3月末までに受付けた予約（令和9年4月1日以降チェックイン分）の取扱い（条例施行前の予約への適用の有無）	事前予約の有無にかかわらず、令和9年4月1日チェックイン分から課税対象となります。なお、連泊の場合は4月1日宿泊分から課税対象となります。
子供料金・添い寝など、宿泊人数カウントの基準（何歳から課税対象か）	年齢による非課税の区分はありません。宿泊料金が発生する宿泊でまたは、日をまたぐ6時間以上の利用があれば課税対象となります。詳細は手引き6ページをご覧ください。
長期滞在についても、宿泊日数×200円を徴収するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約上宿泊として取り扱う場合は、宿泊数に応じて宿泊税がかかります。
予約時の人数と実際の宿泊人数が異なった場合、実際に宿泊した人数を基準として宿泊税を計算するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。実際に宿泊した人数で積算してください。ただし、宿泊料としてキャンセル料を徴収する場合は、課税対象となります。
チェックイン後に人数が増減した場合や、連泊途中で宿泊人数が変わった場合は、どのように計算・精算すればよいですか。	上記同様実際に宿泊した人数で積算してください。
修学旅行等免税対象の証明方法（学校からの書類など、具体的な手続き）	施設の長（学校長・園長）に、「学校行事であることの証明書」の提出を求めてください。証明書の提出がない場合は課税免除となりません。
月次の申告・納付の具体的なフロー （様式、eLTAX対応の有無、納期など）	手引き14ページをご覧ください。
電子申告・インターネットバンキング等による納入は可能ですか。	eLTAXによる申告、納付ができるよう準備しております。
施設ごとの宿泊実績・宿泊税額を区分して管理する必要がありますか。	原則施設ごとに管理をお願いします。ただし、同一敷地内に複数の施設がある場合や、帳簿上施設ごとの管理が困難な場合はご相談ください。まとめて申告いただけるよう手続きいたします。
支払いについては、毎月市に納入と言う方法は止め、せめて2ヶ月に一度にしてほしい。	宿泊事業者の負担を軽減するため、一定の条件を満たすことで、3か月分をまとめて申告ができるようになる申告納入期限の特例の制度を設けました。詳細は手引き14ページをご覧ください。

事前質問と回答

質 問	回 答
宿泊施設側で保存する必要がある帳簿・データの項目と保存期間をご教示ください。	宿泊年月日・宿泊料金・宿泊者数・課税/免除対象者数、税額を網羅したものであれば、売上帳など既存の帳簿を代用いただけます。帳簿については5年、宿泊に係る売上傳票、領収書、予約表などは2年保存をお願いします。詳細は手引き19ページをご覧ください。
OTAや自社サイト等の予約画面では、「宿泊税200円／人泊」等をどの段階で表示する必要がありますか。 オンラインで徴収する場合、宿泊料金とは別に「宿泊税」として明示して決済する必要がありますか。	予約画面においてどのように表示するかについては特段の定めはありません。よって、事業者の判断によることとなります。一方でOTAで旅行代金を事前決済し、宿泊税を現地精算としているケースで、宿泊者がOTAで宿泊税を含めた旅行代金を支払ったと誤解しているケースが多いと聞いております。このトラブルを避けるため、現地生産であることを事前決裁時に記載することや、OTAで宿泊税を含めて決済をする際には、宿泊税が含まれていることを商品ページに掲載することなどが対策として考えられます。市のホームページにジャンプできるバナーを用意いたしますので、ご活用ください。
OTA経由の予約で宿泊税を事前決済に組み込む場合、市として推奨する運用方法や様式はあるか（他自治体での先行事例の把握状況を含む）	上記同様宿泊事業者の徴収しやすい方法で組み込んでいただくこととなります。先行都市の例ですと、別立てのパターンと宿泊料金に組み込むパターンがあるようです。ホームページ・商品ページで宿泊税について記載し、予約時に宿泊税を含めて事前決裁する方法か、宿泊料金を含めて現地決裁が主流と聞いております。
Booking.com、Agoda、Airbnb、Expedia等のOTA経由の予約について、宿泊税は原則としてOTAと宿泊施設のどちらが徴収することになりますか。	事前決裁、現地清算どちらも可能です。市への申告時に課税対象宿泊数を把握していただく必要がありますが、徴収方法に特段の定めはありません。
OTAで宿泊料金が事前決済され、宿泊税が徴収されていない場合、宿泊税のみ施設側で別途徴収する必要がありますか。	お見込みのとおりです。宿泊税のみ現地決裁にて徴収いただく必要があります。
OTAによって「OTAが徴収する予約」と「施設が徴収する予約」が混在する場合、施設側ではどのように申告すればよいか。 OTAが宿泊税を宿泊者から徴収した場合、市への申告・納入はOTAと宿泊施設のどちらが行いますか。	OTA・施設のどちらが徴収したかを申告する必要はありません。 市への申告・納入は原則特別徴収義務者である宿泊事業者となります。OTAが徴収した宿泊税を宿泊料金とともに宿泊事業者が受領し、その後市に申告・納入いただきますようお願いいたします。申告においては月計表に示す総宿泊数、課税対象/免除宿泊数を把握いただく必要があります。
OTAが宿泊税を徴収済みかどうかについて、施設側で確認・保存しておくべき資料やデータはありますか。	OTA側で徴収済みか否かは宿泊税の徴収方法の設定によります。 施設がどのように徴収するか（事前（事後）決裁、料金に含む含まない）を設定していただくこととなりますが、徴収方法を申告する必要はありません。
Airhost等の宿泊管理システムから出力した宿泊者数・宿泊日・税額等のCSVデータを帳簿として利用できますか。	CSVデータを帳簿として利用可能ですが、出力にあっては、月計表の様式にて出力いただきますようお願いいたします。

事前質問と回答

質 問	回 答
OTAごとの予約・徴収データについても保存が必要でしょうか。	必要ありません。
宿泊税は宿泊料金とは別に徴収し、消費税の課税対象には含めないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。宿泊税は消費税の課税対象となりません。
当施設ではセルフチェックインを導入しています。フロントでの現金徴収を行わず、Airhost等を利用してチェックイン前にオンラインで宿泊税を徴収する方法でも問題ありませんか。	事前決裁、現地清算どちらも可能です。市への申告時に課税対象宿泊数を把握していただく必要がありますが、徴収方法に特段の定めはありません。
宿泊税をプラン価格に組み込んで総額表示で販売する場合の、料金表示・領収書上での区分表示に関する義務的な記載事項 宿泊者への領収書では、宿泊料金と宿泊税を分けて表示する必要がありますか。 宿泊者にお渡しする領収書は市で発行してほしい。	手引き23ページに記載例を掲載しておりますので、ご覧ください。なお、宿泊税を領収いただくのは宿泊施設であることから、領収書は施設で発行いただきますようお願いいたします。
フロント掲示物・案内文の様式が指定されているか	掲示物・案内文は市で準備いたします。現物とデータそれぞれご用意いたしますので、周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。
宿泊税導入について、どのように告知を行っていかれるのか	チラシ・ポスター・リーフレットの作成と配布・宿泊者専用のホームページの解説、専用バナーの作成・富士急行電車内額面及び改札付近にポスターの掲示を予定しております。
現場にて理解を得れなかったお客様への対応はどうか 宿泊税が未払いの状態で宿泊された場合、宿泊施設にはどこまで徴収義務がありますか。また、最終的に徴収できなかった場合の申告・納入はどのように扱われますか。	宿泊税をお支払いいただけなかった場合、法令では特別徴収義務者である宿泊事業者が市に納入した上で、納税拒否した宿泊者に求償することになります。 特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方団体は必要な援助をしなければならないとされておりますので、本市にご相談いただきながら対応することとなります。 こうした状況は周知不足が原因になることから、積極的に周知広報を行ってまいります。宿泊事業者におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。
宿泊税導入に伴い、予約システム、PMS、決済システム、レジ等の設定変更・改修が必要となった場合、宿泊事業者向けの補助金・助成制度はありますか。	宿泊税にかかる左記システム等の整備を支援するため、補助金を交付します。 特別徴収義務者登録を行った施設に対し、順次必要な書式を送付いたします。
Airhost等の既存システムを利用する場合、市から推奨される徴収・管理方法や必要なシステム要件があればご教示ください。	システム要件については、手引きをご覧ください、帳簿等の保存及び申告納入に際して必要な情報を管理いただけるようご協力をお願いします。
徴収報契金（特別徴収義務者への交付金）制度の有無と、ある場合の料率	宿泊税徴収に係る事業者の事務負担の軽減を目的として、【仮称】特別徴収事務交付金の交付を予定しています。
富士河口湖町とで税率・免税基準・申告様式は統一されているか、それとも別々の対応が必要か（弊社は両市町に施設を有しております）	税率等制度については、統一できるよう、富士河口湖町と調整しております。ただし、申告書等の書式については条例が異なることから、各市町の様式をご利用ください。

事前質問と回答

質 問	回 答
両市町とも令和9年4月1日導入で確定か、時期が前後する可能性はあるか	お見込みのとおりです。両市町とも令和9年4月1日からの施行となります。
宿泊税支払いに関し、事業者の手間が増えることは間違いないので、諸々の手続等が、できる限り事業者の負担にならないようにして欲しいです。	できるだけ負担になることの無いよう、周知・広報をはじめ、補助金等の事業者支援を推進してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。